

第二百七回国 参議院 厚生労働委員会 會議録 第五号

令和七年三月三十一日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十四日

石田 昌宏君

羽生田 俊君

木村 英子君

三月二十五日

神谷 政幸君

進藤金日子君

松山 政司君

三月二十六日

辞任

牧野たかお君

三月二十八日

辞任

猪瀬 直樹君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

進藤金日子君

松山 政司君

天島 大輔君

補欠選任

牧野たかお君

石田 昌宏君

羽生田 俊君

補欠選任

神谷 政幸君

補欠選任

柳ヶ瀬裕文君

柘植 芳文君

神谷 政幸君

羽生田 俊君

三浦 靖君

森本 真治君

秋野 公造君

石田 昌宏君

衛藤 晟一君

こやり隆史君

自見はなこ君

比嘉奈津美君

星 北斗君

山田 宏君

石橋 通宏君

大橋ゆうこ君

高木 真理君

塩田 博昭君

新妻 秀規君

柳ヶ瀬裕文君

山口 和之君

田村 まみ君

倉林 明子君

天島 大輔君

福岡 資麿君

宮路 拓馬君

佐伯 道子君

林 弘郷君

岡本 利久君

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、木村英子さん及び猪瀬直樹君が委員を辞任され、その補欠として天島大輔君及び柳ヶ瀬裕文君が選任されました。

○委員長(柘植芳文君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認めます。

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)(衆議院送付)

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柘植芳文君) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。福岡厚生労働大臣。

○国務大臣(福岡資麿君) たいま議題となりました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

戦没者等の遺族に対しましては、弔慰の意を表するため、これまで戦後何十年といたった特別な機会を捉え特別弔慰金を支給してきたところでありますが、本年は、戦後八十年というところで、改めて弔慰の意を表するため、これらの方々に対し特別弔慰金を支給しようとするものであります。

その改正の内容は、戦没者等の遺族であつて、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十七万五千円、五年償還の国債を五年ごとに二回支給するものであります。

また、特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更することとしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和七年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いを申し上げます。

○委員長(柘植芳文君) 以上で趣旨説明の聴取を終わりました。

これより質疑に入ります。

○星北斗君 おはようございます。自由民主党の星北斗でございます。

本日は質問の機会をいただき、ありがとうございます。

ざいます。

また、一昨日、大臣が総理と共に硫黄島に立ち、そして、そこでの激戦に思いをはせて、この戦争というものの大変さ、あるいは悲惨さ、感じてもらったと思います。それはまた後ほど聞かせていただきたいと思いますが、まずは今回の法案について一つお尋ねしたいと思います。

今申し上げました今日の我が国の繁栄は、そして平和は、戦没者の皆様方の尊い命と御遺族の方々の御労苦の上に築かれたものだと思っております。戦没者の遺族に対する特別弔慰金は昭和四十年に始まって、約六十年間にわたって国が弔慰の意を表するものとして取り組んできたとて有意義な、意義深い取組だと思っております。また、戦没者の御遺族の方々からも、この特別弔慰金の支給が国が戦没者のことを忘れないということであると感じて聞いております。国が支給し続けることの意義と大切さを感じます。

御遺族の方々の高齢化も進んでいます。さきの戦争の記憶が風化しているという指摘もある中で、引き続き国がこの弔慰の意を示していくことよってそのことを国民の皆さんに知っていただくということも大切であろうと考えています。

今般、厚生労働省として、この法案の提出に当たっては、今私が申し述べましたような思いを持つての改正法案を提出したと考えていますが、この特別弔慰金の制度の意義とこの改正法案を提出した趣旨について答弁をお願いいたします。

○政府参考人(岡本利久君) 答え申し上げます。戦没者等の遺族に対する特別弔慰金につきましては、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、昭和四十年、戦後二十年となります昭和四十年以降、戦後何十年といった特別な機会を捉えまして、国として弔慰の意を表するため、記名国債の交付により支給しているものでございます。

戦後八十年に当たります令和七年には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、特別弔慰金の支給を継続するための法律改正案というものを御提案させていただいているところでございます。

○星北斗君 ありがとうございます。高齢化も進んでいるわけでもございまして、今回増額があるということでありまして、もう一つは、ちょっと気になるのは、未受領額というのも一定程度あるということで、これに対する対応もしつかりと取り組んでいただきたい、そのことは私から申し上げておきたいと思っております。

次に、先ほどちょっと述べました、現在、慰霊事業として実施されている戦没者の遺骨収集についてお伺いをしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、硫黄島での日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式に総理と共に福岡厚生労働大臣が出席されたこと聞きまして、写真でもお見かけをしました。

我が国は戦後間もなく戦没者の遺骨収集を始め、今までに約三十四万柱の御遺骨の収集につなげてまいりました。しかしながら、いまだ多くの御遺骨が御帰還を果たさないと状況、そういう現状を私どもは忘れてはならないと思っております。一日も早い、一体でも多い日本への帰国、そして日本での埋葬、それをしっかりとさせていただく必要があるんではないかと考えています。

それで、平成二十八年にこれ議員立法で成立しました戦没者の遺骨収集の推進に関する法律、これは、遺骨収集を国の責務と位置付けた上で、政府が遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を定め、計画的かつ効率的に推進するということを明記しています。この法律の原案は自民党の戦没者遺骨帰還に関する特命委員会において練られたものであつて、全会一致で成立しております。

その後、コロナ禍があつて海外での遺骨収集が十分に実施できなかったということを踏まえて、集中実施期間を五年間延長して令和十一年度までとする法改正が行われました。福岡大臣は、その際、党の特命委員会の委員長としてこの改正をリードされ、現在政府の遺骨収集の責任者であるという厚生労働大臣としてここに座っておられること、特命委員会の委員の一人としても大変心強く意義深いものと感じております。

今年には戦後八十年、節目の年です。御遺族の高齢化も進んでいます。一日も早く、そして先ほど申し上げた一柱でも多くの戦没者の御遺骨をふるさとお迎えすることが、これは喫緊でかつ重大な課題だと私は思っております。

そこで、福岡大臣にお尋ねします。遺骨収集推進法の改正後の近年の戦没者の遺骨収集は現時点でどのような状況にあるのか、また、戦後八十年を迎える中で、今後のこの遺骨収集の取組の方針と大臣の決意を、一昨日の硫黄島での感じたことなども含めて、思いをお話しをいただきたいと思っております。

○国務大臣(福岡資麿君) 戦没者の遺骨収集につきましては、御紹介いただきましたように、新型コロナウイルスの影響によりまして、事業が滞っていた状況を踏まえまして、遺骨収集に関する集中実施期間を令和十一年度まで延長する遺骨収集推進法の改正がございました。

御紹介いただきましたように、水落敏栄先生の後、私も昨年十月までは党の遺骨帰還に関する特命委員会の委員長を務めさせていただいております。ここに関わらせていただいたということでございます。

その上で、現在は、現地情勢の影響により実施できていない一部の地域を除きまして、コロナ禍前と同程度におおむね計画どおり実施できるようになってきてございます。例えば、パラオ諸島のペリリユー島におきましては、集中実施期間中に実施しました米国の国立公文書館での資料調査等

得られた情報に基づく現地調査の結果、昨年の九月に集団埋葬地が確認され、これまでに十九柱

相当の御遺骨が見付かるなど、着実に成果が上がってきているところでございます。

これも御言及いただきましたが、一昨日、硫黄島で開催されました日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式に総理、そして防衛大臣と共に出席をさせていただきました。本年で戦後八十年を迎える中で、この硫黄島におきましても、日本人の戦没された方、まだ半数以上の方のお骨が見付かっていない、そういう状況でございます。

そして、現地に行つて感じましたのは、まだその当時の武器とかがそのままで見られるように屋外に置いてあるような状況をつぶさに拝見させていただいたり、それこそ、栗林中将だつたり市丸少将とかがその指揮を執られたごうを実際に見させていただきましたりしました。中にも入らせていただきましたが、地熱で、普通の外気温でもこちらより十度ぐらい高いんですが、地熱でもうそれよりそのごうの中つて本当に暑くて、全員入った方も汗だくになつて拝見をさせていただいたこと考えると、当時、戦つておられた方々がどれだけ苛烈な環境の下で、そういう、祖国を思つて戦いに臨まれていたかということはある程度体感するようなことができたというふうに思っております。

先ほど申しましたように、硫黄島でもまだ半数以上の方がお骨が見付かっていないということもあります。いまだ御帰還を果たされていない多くの御遺骨が眠るかつての激戦地を訪れ、一日も早く御遺骨を収集し、御遺族にお返ししたいという思いを一層強くしたところでございます。

○星北斗君 ありがとうございます。御遺骨の収集活動に入つていらっしゃる方々は、比較的若い世代の方もいらっしゃいますが、やはり高齢化をしているということもあります。我々の世代が、あるいは次の世代がこの思いをほしいと、そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○石橋通宏君 立憲民主・社民・無所属の石橋通宏です。

まず冒頭、私からも改めて、さきの大戦で本当に多くの方々が犠牲になられた、これ、日本だけではない、アジア太平洋全域で多くの皆さんが犠牲になられたこと、改めて哀悼の意を表したいと思ひますし、憲法前文の、政府の行為によって二度とこうした戦争の惨禍が起こることがないよう、に決意をしているというその決意を改めて確認するこの八十年という一つの節目にしなければならぬということだと思ひますので、大臣も同じ気持ちでいただいているというふうに思ひますが、それを踏まえて法案の審議をさせていただきたいというふうに思ひます。

八十年という長きが経過してきたわけです。今回も、この弔慰金の法案が提出をされ、今日審議をされております。もちろん、国の責任において弔慰を表すべき方々に対して弔慰を表すこと、これは必要なことだろうというふうにも思ひます。

ただ一方で、二つ大きな課題があつて、一つは、本来弔慰を示すべき方々なのか、それに本当にふさわしいのか、必ずしもそうではない方々がこの制度によって相続をされたりしているという現実の問題が長きにつれて更に拡大してしまつていないのかという問題があること。もう一つは、本来弔慰を示すべき方々にいまだに弔慰が示されていないのではないかというその問題も、改めてこの八十年という節目にしっかりと我々政治の責任において考え、そして、もうこれ以上時間の経過を許してはいけません、すぐにでも弔慰を示すべき方々には弔慰を示すべきではないのかということ、これ、大臣には是非政治家として責任持った対応をお願いしておきたいわけです。

まず、前段の一点目の問題ですけれども、資料の、十年前の七十年に際して、弔慰金法案の参議院当委員会における審議、そして附帯決議に

ついて、改めて、委員の皆さん重々これ御存じだと思ひますけれども、共有をさせていただきました。

この制度上、国債をお渡しをして、そしてそれを、十年から五年ということになりましたけれども、亡くなられた方の相続等の場合には、本来この弔慰を示すべき相手として必ずしもふさわしくない方々にこの弔慰金が相続されてしまうという制度上の問題があること、これを当時から指摘をされ、これを改めて見直すべきではないのかという議論が行われております。

大臣改めて、大臣、この制度上のこの問題、課題については御認識をされていると思ひますし、これを十年前に、附帯決議も含めて、制度上の廃止も含めた見直しを検討を早々に行うのであるということも含めて、当時の塩崎大臣が答弁をされております。その責任を大臣としてどのように果たされたとお考えなのか、そのことについて御説明ください。

○国務大臣(福岡資麿君) 十年前の三月三十一日、まさに今日でございます。その日、津田弥太郎先生は今の森本先生のところに立たれて、私は今の三浦先生のところに座つて津田弥太郎先生の質問をそのとき拝見したこと、今でも鮮明に覚えております。改めて、今回、津田弥太郎先生との議事録を全部読ませていただいた、あの張りのある津田先生のお声がよく見えるような、そういう思いで議事録を拝見をさせていただきました。津田先生の問題意識等については、当時私も席でいろいろ感じるものがあつたということをご申上げさせていただきます。

その上で、本法案の検討に当たりましては、平成二十七年の附帯決議を受けまして、制度の在り方について早急に、早期に検討を開始する、そういう観点から、平成二十七年から平成三十年にかけて四十七都道府県で特別弔慰金受給者を含む関係者の方々にヒアリングを実施をさせていただいたところ、国債による支給の継続を望む多くの声

をいただいたところでございます。また、御遺族の皆様方からは、国が戦没者を忘れないあかしとして、特別弔慰金の継続支給について強い御要望をいただいていたところでございます。

厚生労働省といたしましては、こうしたヒアリングの結果であつたり御遺族の皆様の声を受け止めた上で、御高齢の御遺族の御負担等も考慮しつつ、国として弔慰の意を表する方策について総合的に検討を行ひまして、前回に引き続き、五年償還の国債を五年ごとに二回交付する方式により、特別弔慰金の支給を行うための法案の提出に至つたものでございます。

○石橋通宏君 大臣、十年前の議事録を改めてお読みになつたのであれば、今大臣が答弁されたことでは不十分ではなかつたのかということはお読み取られたはずですね。

当時、津田さん、国民各層の代表を加えた議論、国民の理解を得るための検討、それを訴えて、附帯決議にもそれが書かれています。大臣が御説明になつたのは、弔慰を表すべき対象として弔慰金を受け取つておられるような御遺族、関係者、そういった方々からはヒアリングをされたんでしょう。でも、専門家、有識者、若しくは先ほど私が触れた、本来弔慰が示されるべき方々にいまだに八十年たつても示されていない方々に対してどのようなヒアリングを行ったのか。そういう方々は強く要請されていますよ。これをやるんだつたら、むしろ私たちに今こそ弔慰を示してほしいという訴え、お聞きになつたんですか。そういう方々からはヒアリングされたんですか、大臣。

○国務大臣(福岡資麿君) ヒアリングを行うに際しましては、この受給者の方々に加えて自治体の担当者の方々からもヒアリングを行っているところでございます。そして、その廃止を含めて検討を行ったのかという点につきましては、制度をいつまでも続ける、あつ、いつまで続けるべきと思われかなどについての設問を基にお話を

伺つた上で、そういった方々の御意見を踏まえ、今回の決断に至つたものでございます。

○石橋通宏君 お答えになつていないですね。私がお聞きしたそういった方々とは、ヒアリングの対象には含まれていない、聞いてもらつていない、そういった方々の訴え、大臣、聞いていただくべきですよ。

じゃ、大臣、制度の見直して本気でされたんですか。例えば、これなぜそういった事態が起こるかという、十年を五年にされたと言うけど、五年でもまだ長いのではないか。例えば、一年償還にしていたら、一年で御存命の方には自動的に更新がされるような制度上の設計、これできるはずで、一年にする負担が大きくなるとか言われるけど、その負担を掛けられないような制度設計は可能だという指摘はあるわけです。検討されたんですか、大臣。

○国務大臣(福岡資麿君) そういう意味では、前回附帯決議でも示していたことを踏まえまして、関係各位の方々にいろいろ御意見を伺つた上で今回の提案に至つたものでございます。

○石橋通宏君 いや、事前にいろいろお聞きしましたけど、ほとんどこういった具体的な制度、検討されていませんね。これ、十年前の国会審議、大臣、いみじくも与党筆頭席におられて聞いたとおっしゃるけど、その後十年たつても結局具体的な見直しの議論ってちゃんとやられていないんですよ、残念ながら。だから、改めて指摘をしているんです。

こういった事態、大臣、もう今は大臣席におられるわけですから、改めてこの法案の審議、戦後八十年、これ九十年、十年後どうされるのか、そこも含めてですけれども、大臣、今後については改めて、制度の、もう一度、十年前津田さんがお聞きになつたことを大臣に今お聞きします。もう一回きちんと、そういった弔慰を示すべき、でも示されていない、そういった多くの被害者の方々、民間の方々、そういった方々からもしっかり

りヒアリングをして、専門家、有識者、再検討する、それ約束していただけませんか。

○国務大臣(福岡資麿君) まず、津田先生の御指摘も踏まえまして、前回の法施行後、直ちにいろいろな関係各位の御意見を伺った上で今回の提案に至ったということは申し上げたとおりでございます。

ただ、前回、二十七年から三十年ということになると、その後大分今日に至るまで時間的にたっているということはありません、その間に様々な情勢が変化していることはございます。当然、その次の見直しに向けては、どういう形で御意見を聞くことができるかという実務的なこともございますが、幅広い御意見を伺いながら次の制度見直しについて検討していく必要はあると思っております。

○石橋通宏君 これは、与野党皆さんにも是非資料の二、資料の三、とりわけ資料の三を含めて、この制度上、こういった本来弔慰を表すべきお相手として必ずしもふさわしくない方々にやはり弔慰金が国債の形で相続で渡ってしまうというこの制度上の問題は改めて認識し、そしてちゃんとした議論をすべきだということは重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

その上で、二点目の課題なのですけれども、資料の四、これ、度重なる、この八十年、多くの民間の方々も含めて戦争の犠牲になられました。日本全土、空襲で多くの民間の方々を命を奪われました。沖縄の地上戦では、軍部の命令によって様々民間の皆さんが巻き込まれ、そして尊い命を奪われた。でも、そういう方々に国は極めて冷たい態度しか取ってこなかったわけですね。今なお、こういう方々が、改めてこの国の責任を認め弔慰を表してほしいということを訴えておられます。

大臣、政治家として、政治家としてですよ、この八十年という節目、もう御存命の方も数少なくなつた、でも御遺族の方々も引き続き運動展開し

ておられます。政治家として、大臣、こういった方々にも改めてきちんと国としての弔慰を示すべきだと。行動に移されませんか、大臣。

○国務大臣(福岡資麿君) 御指摘ありましたように、さきの大戦におきまして、一般市民の方々の中にも筆舌に尽くし難い御苦勞を御経験された方多数いらつしやるということは十分承知をしております。そして、今回のこの特別弔慰金につきましては、さきの大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々につきましては、国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあつたことを踏まえ、戦没者とその御遺族に対して弔慰の意を表するために支給しているものでございます。

一般の戦没者の方々につきましては、国家が強制的に戦地における戦闘行為であつたり軍需工場における就労等に参加させたという事情にないことからその対象とはしてございませぬが、これまでも一般の社会保障施策の充実などを図る中でその福祉の向上に努めてきたところでございませぬ。その上で、政府といたしましては、一般の戦没者の方も含め、さきの大戦において亡くなられた全ての方々に追悼し、平和を祈念するために、毎年八月十五日に政府主催で全国戦没者追悼式を挙行し、国を挙げて追悼の誠をささげているところでございます。

○石橋通宏君 大臣、残念な答弁ばかりが続くので極めて残念ですが、改めて、じゃ、なぜこうして引き続き、今なお多くの方々が国の補償、国の弔慰を求めて運動されているのか、それに全くお応えいただけていない答弁としか思えないので、大臣、それはやっぱり政治家として、大臣として改めてこの機にもう一回しっかりと考えていただければというふうに思います。

最後に、資料の四にも含まれておりますが、資料の五にもあります。国がなかなか行動できない、してくれないので、これ、超党派の、自民党、与野党の皆さんも多く参加をいただいておりますが、日韓議連で長年にわたって検討してきまし

た朝鮮半島出身の元B級戦犯の皆さんの名誉回復、そして弔慰を示すための法案、これ検討しているのですが、なかなか実現しません、今に至るまで。これ、実は自民党の中での手続を待つておりまして、これができれば、速やかに成立が図られるようにということで超党派で努力をさせていただいております。

大臣、今の自民党の中でも重鎮のお立場だと思えますので、是非この法案が一日も早く実現されるよう、大臣として、政治家として御努力をいただきたいと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(福岡資麿君) まず、私自身、重鎮かというところ、そういうふうには認識をしておりますが、お尋ねの法案につきましては、超党派の日韓議員連盟において、平成二十八年にその法律案は了承されているということでございませぬ。

その各党の手続、その当時と構成の党とも違いますが、各党においての今状況がどうかということについてはちよつとつぶさに把握できていない、そういう状況でございませぬが、その御指摘ありました私が所属しております自民党においては、またそういった党としての審査がされていないという状況にあるということは認識をしております。

厚生労働省として、まさに今各党で御議論をいただくその最中でございませぬから、その動きをしっかりと注視してまいりたいというふうに考えております。

○石橋通宏君 他の党派、我が党派は早々に手続を済ませております。自民党の中の取組を待つておりますので、是非今後対応いただくことをお願いして、私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。  
○大橋ゆうこ君 立憲・社民・無所属党派、社民党の大橋ゆうこです。特別弔慰金の位置付けについてお尋ねをしま

す。国が起こした戦争によって尊い命が犠牲になつてしまったことに対する謝罪のためにこれ支給をされているのか、それとも軍人軍属として国を守るために命を懸けて戦つたことへの感謝、敬意への意味で支給をされているのか、この政府がどのように特別弔慰金を位置付けているか、教えてください。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。戦没者等の遺族に対する特別弔慰金につきましては、今日の我が国の平和と繁栄の礎となつた戦没者等の尊い犠牲に思いを致しまして、昭和四十年以降、戦後何十年といった特別な機会を捉え、国として弔慰の意ということでございまして、戦没者の方を弔うということ、それから御遺族の方を慰める、慰藉をするというふうな、そういった弔慰の意を表するため、記名国債の交付により支給しているというものでございませぬ。

○大橋ゆうこ君 そこに謝罪の意は込められていないのでしょうか。

○政府参考人(岡本利久君) ただいまの繰り返しになりますけれども、謝罪ということではなく、戦没者の方を弔い、それから御遺族の方を慰藉をする、慰めるというふうな趣旨であるというふうに理解をしております。

○大橋ゆうこ君 今回の特別弔慰金に対する空襲被害者の方々から御意見を聞かせていただきました。空襲被害者等救済法の制定を求める全国空襲連、また超党派空襲議連の取組は御存じでしょうか。議連がまとめた救済法案の法案骨子についてどのような認識を持っているか、大臣、お答えください。

○国務大臣(福岡資麿君) 先ほども申し上げましたが、さきの大戦において全ての国民が何らかの戦争の犠牲を被られ、一般市民の方にも筆舌に尽くし難い御苦勞を体験された方多数いらつしやる

だいたい。

ということは十分認識をしております。

この全国空襲被害者連絡協議会や超党派の空襲  
議連の取組については、御承知のとおり、予算委  
員会等でも何度も総理との間でやり取りがあつた  
のを私もつばさに拝見をさせて、聞かせていた  
いております。

この法律案骨子につきましては、空襲被害者に  
対する特別給付金の支給、また実態調査等を内容  
とするものというふうな認識をしておりますが、  
政府といたしましては引き続きその動きを注  
視してまいりたいと考えています。

○大橋ゆうこ君 先ほど、この空襲被害者の方々  
は政府と雇用関係がなかったということを救済の  
対象にしていない一つの根拠とされているとい  
うことが大臣の答弁の中で見えてきたわけです  
けれども、空襲被害者の方々はただ戦争に巻き込ま  
れて被害を受けたわけではないというふうな認識し  
ております。

一九三七年、昭和十二年の四月に制定された防  
空法は、市民に退去禁止や消火義務を設け、違反  
した場合の罰則規定まで設けています。政府が、  
空襲から逃げるなど市民に命じたわけです。私も  
亡くなった祖母から、バケツリレーをやっていた  
と、消火の訓練をやっていたという話を聞いたこ  
とがあつて、子供ながらにそんなことやつたつて  
消火できないだろうというふうな思ったことがあ  
るんですね。

戦時下、この防空法がしかれる中で、消火活動  
を強制された結果、逃げ遅れて多くの方が被害  
を受けた、お亡くなりになられたという実態があ  
ります。日本は、戦時体制の中、市民を戦争に駆  
り出していた、雇用関係になかったとはいえず、そ  
ういう形で戦争に駆り出していたのではないかと  
いうふうな捉えています。

犠牲になつたという点では、軍人軍属と空襲被  
害者を区別して取り扱うのは不合理ではないかと  
考えますけれども、大臣の見解をお尋ねします。  
○国務大臣(福岡資麿君) さきの大戦で国に殉じ

られた軍人軍属等の方々については、国と雇用関  
係又はこれに類似する特別の関係にあり、これら  
の方々公務上の傷病で障害を負つたあるいは亡  
くなられた場合には、国は、使用者の立場から、  
障害年金であつたり遺族年金等の給付を行つて  
ございます。

特別弔慰金は、戦後何十年といった特別な機会  
を捉えまして、こうした国と特別の関係にある軍  
人軍属等の御遺族に対して改めて弔慰の意を表す  
るために支給しておるものでございます。そのた  
め、国家が強制的に戦地における戦闘行為であつ  
たり軍需工場における就労等に参加させたとい  
う事情にございませぬ一般戦災者の方々について対  
象としていないところでございます。

○大橋ゆうこ君 でも、先ほどの防空法のこと  
いえば、国が市民に、民間人に対して命令出  
しているわけですよ、罰則規定も設けている。こ  
れは国の責任はないんですか。

○国務大臣(福岡資麿君) 御指摘の戦時下の旧防  
空法におきましては、国民一般に對して緊急  
時に防火に従事するなどの義務を課していたとい  
うことは承知をしております。しかしながら、  
このような場合でございまして、国との間に一  
定の雇用又は雇用類似の関係があつたものとは言  
えないことから、特別な弔慰金の対象とはして  
ないところでございます。

旧防空法におきましても、例えば地方長官によ  
る従事命令が下され義務違反を起こした場合に  
それに対して罰則が科されるというように、国の  
強い強制力の下に従事されておりました防空監視  
所で勤務されていた警防団員等につきましては戦  
傷病者戦没者遺族等援護法の対象としてございま  
す。

○大橋ゆうこ君 そのような命令が、結果とし  
て、後で振り返つてみれば適切ではなかつたとい  
うような政府の反省というものはこれまでされて  
きているのでしょうか。

○国務大臣(福岡資麿君) ごめんなさい、ちよつ

と今質問の趣旨が十分理解できませんでしたの  
で、恐縮ですがもう一度おっしゃってください。

○大橋ゆうこ君 つまり、この防空法によって、  
雇用関係にはなかつたとはいえず、国から言われて  
いることです。従わなければならないといつて消  
火活動をしたり、逃げずに対応していたりした結  
果として被害を拡大させていったと。そういう国  
の通達が適切であつたかと、後で振り返つてみて  
政府はどのように受け止めていらつしやるのか、  
反省されているのか、その点を確認してござい  
ます。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げま  
す。  
先ほど大臣からも申し上げましたけれども、御  
指摘の旧防空法等というものにつきましては、国  
民一般に對してそういう緊急時に防火に従事す  
るというふうな義務を課していたというふうなこ  
とではございません。ただ、これにつきましては、先  
ほど申し上げましたように、一定の雇用ないし雇  
用類似の関係があつたというふうなことは言え  
ないということから、特別弔慰金の対象とはして  
いないということでございます。

こういった取扱いにつきましては、これまで司  
法の判断におきましても、軍人軍属を対象として  
補償の措置を講じているということには合理的な  
根拠があるというふうな判断をされているという  
ふうな承知をしております。

○大橋ゆうこ君 雇用関係にあつたかどうかとい  
うところがポイントだということはより今の答弁  
で明確になつてきましたけれども、空襲被害者の  
方々、またその遺族は、戦後も様々な困難を経験  
してこられました。戦争によって障害を持ち、仕  
事に就くことができなかった、それゆえに貧困を  
経験してこられた方、戦争PTSDなど複合的な  
困難を抱えながら生き延びておられます。皆さん  
既にもう御高齢になられておられる方もいらつ  
しゃいますし、お亡くなりになられた方々もい  
らつしやいます。

空襲被害者の方々への救済策を検討するため  
に、国は、被害者が生存している今、実態を調査  
すべきではないかと考えますが、大臣の御意見を  
聞かせてください。

○国務大臣(福岡資麿君) お尋ねの点につきま  
しては、まさに超党派の議連において議論されて  
いるその議員立法の中にそういった趣旨が含まれ  
ているというふうな考えておまして、それが今ま  
さに検討されているものと承知しております。ま  
ずその動きをしつかりと注視してまいりたいと思  
います。

○大橋ゆうこ君 その議連の動きを待つ前に、時  
間も限られています。政府の方が動こうという考  
えはないのでしょうか。

○国務大臣(福岡資麿君) 政府もこれまで、例  
えば戦後間もない時期に死没者等の調査が複数行  
われているものというふうな承知をしております  
。そういったことは過去もやってきましたが、今  
後どうやっていくかということにつきま  
しては、先ほど申し上げましたように、今御議論  
されている議員立法等の動きを注視してまいり  
たいと思います。

○大橋ゆうこ君 これ、真剣に調査をすると、補  
償をしようがないほど、やっぱり途方もないほど  
の被害の実態が明らかになつてくるのは明らか  
なと思います。しかし、戦争でどれだけ取り返  
しの付かない犠牲を出したかと、生み出されるの  
かという検証をし、そして継承するため、二度とま  
た同じ過ちを犯してはならないという思いを固め  
るためにも、私は至急実態調査を国の義務として  
行う必要があるということも改めて伝えさせて  
いただきたいと思います。

空襲被害者は、今回の特別弔慰金に対して反対  
されているというわけではありません。戦争の最  
前線であつた方々、本当に大変な思いを  
されたらうということ、この弔慰金に対して  
も理解は示されていらつしやいます。しかし、ま  
ず、国が起こした戦争のせいで民間人を犠牲にし

たことを国が反省し、正式に謝罪をしてほしいというのがこの空襲被害者の方々の強い思いでした。

戦争体験者はほとんど鬼籍に入り、戦後九十年の年にはほぼいなくなるのではないかと言われています。戦後八十年の今年、政府として談話を出すことにちよつとちよつとちよつとされているような報道がなされてきましたけれども、談話を出すことは当然ながら、空襲被害者、この民間人の被害者に対して正式に謝罪をし、不戦の誓いをすべきではないかと考えますが、大臣のお考えを聞かせてください。

○国務大臣(福岡資麿君) 政府といたしましては、一般戦災者を含めましてさきの大戦においては、一般戦災者を含めましてさきの大戦においてお亡くなりになられた全ての戦没者を追悼し、平和を祈念するため、毎年八月十五日に政府主催で全国戦没者追悼式を挙行しているところでございます。

この追悼式では、昨年も総理大臣式辞におきまして戦争の惨禍を二度と繰り返さない旨を述べさせていたしておりますが、本年はまさに戦後八十年を迎えます中で、この追悼式の実施を担う大臣といたしまして、私自身も戦争の惨禍を二度と繰り返さないという強い決意を持って援護施策に取り組んでまいりたいと思っております。

○大椿ゆうこ君 そこで求められているのは国の謝罪の言葉だと思っております。このような被害を拡大してしまつた要因として国の判断があつたことは明らかだと思つておりますが、そこでやはり謝罪を今、空襲被害者の方、民間の被害者の方は求められているという点について、大臣のお考えをもう一度聞かせてください。

○国務大臣(福岡資麿君) さきの大戦におきまして、一般市民の中にも筆舌に尽くし難い思いをされた方が多数いらっしゃるといふことでございませぬ。政府といたしましては、これまでも一般戦災者

に対して、一般の社会保障施策の充実などを

図る中でその福祉の向上に努めてきたところでございます。空襲被害者の方々に對しての特別給付金の支給であつたり、実態調査等を内容とする議員立法が今まさに議論されているものと承知をしておりますが、引き続きその動きを注視してまいりたいと思つております。

○大椿ゆうこ君 先ほどと同じ答弁が何度も繰り返されていると思つておりますが、空襲被害者の方、そして様々な民間被害者の方々が求めているのはまずはやつぱり国による謝罪だということを、今回お話を当事者から聞かせていただきながら思つております。その謝罪の言葉がやはり政府から感じ取れない、まずは謝罪をしてほしいという思いを持っています。

大臣、報道によりますと、今回八十年に当たつて談話を出す。出さないかもしれないという報道が流れていますけれども、やつぱり大臣としても、今回、八十年の今年、きつちりと談話を出し、不戦の誓いをすべきだと思つておりますが、その後押しをなされるでしょうか。お願いします。

○国務大臣(福岡資麿君) 御指摘の報道は報道ベースでは承知しておりますが、実際にそのような動きが、政府内での動きについて私自身が承知しているものではございません。いずれにしても、この戦争の惨禍を二度と繰り返さない、そういう強い決意で今後も援護施策に臨んでまいります。

○大椿ゆうこ君 八十年に当たり、談話を政府として出すことを求め、そして不戦の誓いをすることを求めて、この質問を終わります。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。お役に立つことができるように質疑をしたいと思つております。私の伯父は、長崎原爆にて被爆死をいたしました。母を含むその他の家族はかつて満州と呼ばれた中国の吉林省におりまして、伯父は十二歳と十三歳から独りぼつちで、家族と離れて、私の母校であります長崎大学医学部で学びたいという夢を持って、高校一年生のときに被爆死をしまし

た。資料の一には、伯父の無念を晴らしたいと思つても手伝つて、伯父が見たであろう景色、すぐ近くにありまふ長崎の城山小学校の被爆遺構を、当時の平野文科大臣に對して被爆遺構を文化財として保存するよう求め、大変前向きな答弁もいただきました。そして今や、城山小学校の被爆遺構は文化財、史跡として大事な役割を担っています。

こうしてこれまで伯父のことを、核兵器反対の立場から、次のページでもありますけれども、国会にて質疑をさせていただいたり、昨年の秋には韓国の国会にも招かれましたので、伯父の被爆死を通して、韓国の国民の六割を超える方が核兵器を持つことを容認する、こういった世論に對して警鐘を鳴らすといったことにも取り組んできたところであります。

資料の二には、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の展示情報端末というのを開きますと、こうして伯父の情報も取ることができまふ。四角で囲つたところが写真でして、黒塗りのところに名前が書いておりました。十六歳で、八月九日、原爆投下直後に亡くなつたということも整合性がありますが、亡くなつた場所が三菱製鋼長崎製鋼所ということでありまして、勉強もせずに一休何をしてたのかということでありまふ。工場で働いていたということなんですから、準軍属の定義についてお伺いしたいと思います。

○政府参事(岡本利久君) お答え申し上げます。戦傷病者戦没者遺族等援護法におきましては、国と雇用関係又は雇用類似の関係にあつた軍人軍属や準軍属の方々について援護の対象としており、これらの方々の方が公務等による傷病により障害の状態になつた場合や死亡した場合に、国が国家補償の精神に基づき、使用者の立場から補償を行うということにしております。

このうち、先生お尋ねの準軍属というものにつきましては、軍人軍属には該当しないものの、国と雇用類似の関係にあつた者を指すということとございまして、典型的な例としては国家総動員法による被徴用者の方でありますとか軍の要請による戦闘参加者の方などが含まれるということとございませぬ。

○秋野公造君 ありがとございませぬ。

資料の三の一には、伯父が在学しておりました長崎県立瓊浦中学校、五年制でありまして、今でいえば高校一年生ということになりますけれども、その七十周年記念誌の中には、四行目には、義勇兵役法が公布されたということで、十五歳以上の男子、女子もですけれども、兵役が課されたということ、そして、学校授業は停止となり、軍需工場生産や、防空、防衛機関に総動員、国家、国民、総動員法に基づいて総動員をされて、そして後から二行目には、三菱製鋼所に四年生、伯父の学年でありますけれども、行つていたという記録もあれば、次の資料の三の二でありますけれども、同じ記念誌の別のページには、やはり四年生が製鋼所に動員をされた、この中には帰宅命令が出されていたという記述もあるんですけれども、その後には三菱製鋼所に動員学徒の監督の任にあつた先生方もお亡くなりになつておられるということでありまして、生徒さんもたくさんいらっしゃつたんだらうと思つております。次のページには、三菱製鋼長崎製鋼所、全ての工場が全壊と、罹災率六九%と、七割の方が亡くなるもう極めて甚大な被害があるということでありまして、後から二行目、四年生二十七名の中に伯父も存在しているということなんだろうと思つております。いろんな記録があるわけでありませぬけれども、国家総動員法に基づいて動員された方で被爆して亡くなつた場合、現に勤労奉仕にその時間に従事していなかつた場合とか待機していなかつた場合は準軍属として判断をされるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

一般論で申し上げますれば、国家総動員法により動員された方が業務に従事中に被爆により受傷した場合は、準軍属として公務上受傷したものと認められると考えております。

なお、工場などで業務に従事中に待機指示があり待機中に被爆等により受傷した場合は業務に従事すると認められる可能性がございますが、出勤せずに自宅等にいた場合は業務に従事中とは認められない可能性が高いこととございます。いずれにしても、個別の事案につきまして、請求内容に基づきまして個別に判断を行うということとでございます。

○秋野公造君 そうなりますと、出勤をしていた資料の四を見ていただきますと、恐らく一学年下の方の記録が残っておりますけれども、出勤簿に押印するやと、生徒さんが出勤簿に押印するや引率教官から防空ごうで待機するように指示されたこと。

こういったような当時の世相も忠実に反映しているような記録も残っているということであり、事実の上に三菱製鋼所で亡くなっております伯父は準軍属として認められる可能性は高いのではないかと考えますが、御見解をお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

一般論としてということとでございますけれども、動員学徒として工場等で勤務中に被爆をした場合には、準軍属となる可能性は高いというふうな考えられるかと存じます。

○秋野公造君 伯父の原爆で亡くなったという事実の無念を晴らしたいという思いでありましたけれども、実は私も母もこういうことに気が付いていないという状況でありまして、だけれども、その伯父の無念に思いを致すときに、国が弔慰を示す

意義というものにもやっぱり私は思いを致します。

その意味では、こういう特別弔慰金の請求漏れが発生しないようにこの周知を更に強化してほしいと考えますが、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

特別弔慰金につきましては、恩給法の公務扶助料や遺族援護法の遺族年金などを受ける御遺族がない場合に受給ができるという制度でございます。このため、平成十七年からは、総務省の協力も得ながら、恩給法や援護法の遺族年金等の失権届を提出した御遺族に対して個別に制度の御案内を行うということを通じて新たな受給につなげる取組を行ってきていることとございます。

また、制度周知につきましては、政府広報も活用した新聞やラジオ等による広報、都道府県や市区町村の請求相談窓口などにおけるポスターやリーフレットによる広報のほか、自治体の広報紙などへの掲載の依頼、あるいは日本遺族会に対する制度の周知依頼などを実施することとしております。

本日、先生の伯父様のお話をお伺いしたということとでございます。御冥福をお祈りをするということとともに、特別弔慰金を受給できる方が適切に受給できるように、御指摘も踏まえまして、自治体あるいは関係機関と連携しながら周知の強化に取り組んでまいりたいというふうな考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

やっぱり、ほかの先生方からも御質疑ありましたけど、やっぱり不戦の誓いを改めて深める審議でなくてはならないということを改めて思います。お役に立つてまいりたいと思っております。

○山口和之君 日本維新の会の山口和之でございます。

特別弔慰金の基本的な趣旨については、十年前にも全会一致で改正案が成立したところでありますので、大きな異論はございません。しかし、このように多額な公金支出を伴いながら長年継続している制度については、その規模や対象者、具体的な支給金額、事務手続等について定期的にチェックして、節約可能なところは節約して、改善すべきところは改善していく必要があると考えております。

本日は、そういった観点から幾つか質問させていただきたいと思っておりますが、今回の特別弔慰金の支給対象者だとすると支給限度額はどれぐらいになるのか、お答え願います。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

ただいま御審議をいただいております法案による令和七年四月一日を基準日とする支給対象者につきましては、約五十七万人を見込んでることとございます。また、支給対象者が約五十七万人であることを前提にした場合、令和七年から発行される五年償還の記名国債の総額は約千五百六十八億円というふうに見込んでおります。

○山口和之君 ありがとうございます。

支給金額については、十年前に四十万円から五十万円と十万円増額されていたんですが、その前もずっと毎回十万円ずつ上がっていたんですね。今回は五十五万円と、五万円の増額にとどまっております。

この増額幅の決定に合理的な理由と透明なプロセスが必要と、重要と考えられるんですけども、増額について誰がどのように決めているかをお聞きしたいと思っておりますが、まずその前に、前回、二〇一五年の改正のときの法案参考資料によれば、十万円増額を行った際、その理由として、遺族の高齢化等を踏まえたとあるが、これはどういう意味だったのか、厚労大臣に伺います。

○国務大臣(福岡資麿君) 御指摘の十年前の前回改正における支給額の決定に当たりましては、御

遺族の方々からの継続であったり増額の御要望の声を受け止め、改めて、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の方々の尊い犠牲に思いを致し、一層の弔慰を表すために、制度創設から五十年目の大きな節目であったこと、また御指摘あった御遺族の御高齢化、また償還額が据置きとなっていた平成七年以降の社会経済情勢の変化、これらを総合的に勘案し、十年間で合計十万円の増額としたものでございます。

○山口和之君 弔慰を表すという性格だったと思っておりますけれども、増額幅に関して物価の上昇が考慮されているのかとも考えられるんですが、まず実際には、物価の上昇は金額決定においてどの程度考慮されているのか、今回の五万円の増額はどのような理由と根拠によるものなのか、厚労大臣に伺いたいと思っております。

○国務大臣(福岡資麿君) 今回のこの見直しにつきましては、これも御遺族の皆様方から令和七年度以降の特別弔慰金の継続と増額を求める御要望の声をいただいたことを受け止め検討を行ったものでございますが、具体的には、昨今の物価の上昇を含め、現在の支給額となった平成二十七年以降の社会経済情勢の変化等を総合的に勘案し、年額五万円の増額を行い、年額五万五千円を支給することとしたものでございます。

なお、令和五年の法改正によりまして支給額が改定されました戦没者等の妻に対する特別給付金におきましても、同様に、当時の物価の上昇を含め、償還額が据置きとなっていた平成十五年以降の社会経済情勢の変化等を総合的に勘案した結果、年額で一割の増額を行っているところでございます。

○山口和之君 それまで十年ごとに十万円上がってきたけれども、ここ最近の物価高は急激に上がっているわけなので、そう考えると物価高をある程度考慮しているのであれば、五万円の増額というのはいくらと納得ができないところではあると思っております。

それから、問い四、問い五についてはちよつと省かせていただいて、問い六の方に行きますが、弔慰金の支給に関する実際の事務手続というのは各市町村が担うことになっておりますけれども、その時期、各自治体の業務負担はかなり大きいと思われま

申請から支給まで具体的な手続がどのように行われているのか、また事務経費としてどれくらい、幾ら予算計上されているのか、お分かりでしたらお願いします。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

特別弔慰金の支給までの手続につきましては、まず、居住地区町村で申請の受付をした後、居住地都道府県を経由して戦没者の除籍時の都道府県で裁定を行っているというところでございます。都道府県での審査で可決をされた場合、厚生労働省から財務省に対して国債の発行請求を行い、その後、日本銀行の代理店等を通じて国債が市区町村に引き渡され、その後、請求者に交付をされるということでございます。その上で、その国債を持って請求者の方は郵便局で償還金を受け取るというふうなことができるというところでございます。

事務経費につきましては、厚生労働省におきまして、令和七年度の予算案の方に、周知広報経費のほか、裁定などを行う都道府県への事務委託費などの経費として約十二億円を計上しているというところでございます。

○山口和之君 いずれにせよ多額な金額だと思っておりますけれども、前回の平成二十七年の参議院附帯決議において手続の簡素化に努めるとありましたが、この十年間で手続はどのように簡素化されたのか、お答え願います。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

前回の改正時の附帯決議でも御指摘を頂戴いたしましたけれども、御遺族の高齢化が進む中で、

請求手続の簡素化あるいは事務処理の迅速化を図るということは重要であるというふうに考えております。このため、自治体及び関係機関に御協力をいただき、国債交付までの期間の更なる短縮を図りたいというふうに考えております。

具体的には、システムの活用によりまして提出書類の更なる削減を図ることによりまして、請求手続及び審査を簡素化することによりまして、郵便局などで国債の償還を受け取る際に、本人確認のために必要となる氏名等届出書というものにつきまして、システムから自動作成をすることによりまして請求者からの提出を不要とする、というふうな取組を行ってまいりたいというところでございます。

これに加えまして、自治体内の事務処理の支援を行うということで、前回から引き続き受給される方につきまして区分処理を推奨するといったこと、それに加えまして、日本銀行の方の協力を得まして、国債発行開始日の前倒しを行うことによりまして一か月前倒しをするというところで、受付の初年度の処理可能数を増加させて、より多くの請求者の処理を促進すると、こういった取組を進めてまいりたいというふうな考えております。

○山口和之君 弔慰金の申請から支給決定まで実際に振り込まれるまでは、これまでの実績では平均してどれぐらいの時間が掛かっているのでしょうか。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

特別弔慰金の支給手続につきましては、先ほど申し上げましたように、御遺族がお住まいの市区町村で請求を行い、戦没者の除籍時の都道府県で裁定を行うというところでございます。その結果を踏まえて、日本銀行の方から国債を発行していただいて市区町村に引渡しをするというところでございます。

この手続に要する期間というところでございますが、そこはちよつと平均というのでは把握はし

ておりませんが、早ければ半年程度ということではございますが、請求が立て込む時期でありますとか、あるいは新規の請求者の方ということにつきましては一年以上要する場合もあつたというふうなことを承知をしております。先ほど申し上げましたように、できるだけ早く国債を交付をしますと、そういった取組をしっかりと行いたいというふうなことを考えております。

○山口和之君 高齢化を踏まえてということも考えれば、早いことにこしたことはないんだと思

日本維新の会は、従前より様々な分野において、マイナンバー制度とマイナカードの普及を促進し、行政を効率化し、デジタル政府を実現するという政府の基本方針に強く賛同しています。

この特別弔慰金についてもマイナポータルで申請手続ができるようにすれば、申請者と自治体担当者の負担も減って、その支給ももっと迅速に行うことができるはずだと考えていますが、いつから導入されるのでしょうか。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

現在御審議をいただいております法案によりまず次期特別弔慰金については、令和七年十月からマイナポータルのびったりサービスというものを活用いたしまして請求書の提出ができるように検討しているというところでございます。

法案が成立をいただきました暁には、利用開始に向け、デジタル庁、それから自治体と協力をし適切に準備を進めてまいりたいというふうな考えております。

○山口和之君 デジタル政府の実現の方針に沿って、厚労省もデジタル化の推進に努めていただきたいと思

大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(福岡資麿君) 厚生労働省といたしましては、デジタル技術を活用し、国民の方々の利便性の向上に取り組むということは大変重要だと

いうふうな考えております。

これまでも、例えば厚生年金、雇用保険関係の多くの手続につきましてオンライン申請の環境を整えるなど、デジタル技術の活用を努めてきたところ。さらに、現在書面での申請を求められております行政手続につきまして、原則として令和七年までにオンライン化するという政府方針に基づき検討を進めさせていただいているところで

今後も、厚生労働省が所管する各分野で行政事務のデジタル化を推進し、国民の方々の利便性の向上と行政の効率化に努めてまいりたいと思

○山口和之君 ありがとうございます。

最後に大臣に、質問、通告はしていないんですけれども。

日本は戦後一貫して平和国家として歩んできました。日本の役割は平和を貫くことと考えます。今回、大阪万博が行われますけれども、世界の人々が集まって、で、子供たちも集まって、その子供たちが未来をつくっていくというふうな考えたときに、世界の平和というのは極めて重要だと思っております。

この万博を成功させて、そして、その子供たちがつなげて、未来は戦争がない国になっていくということが、世界になっていくことが大事だと思っておりますので、大臣、何か一言いただけたらと思

○国務大臣(福岡資麿君) 委員御指摘のとおり、日本が再び戦争をすることは決してあってはならないというその不戦の決意を強くするということは御指摘のとおり大変重要なことだと思っております。その上で、厚生労働省といたしましても、例えば平和の語り部事業だったり、さき

の大戦を決して風化させることがないようしっかりと後世に引き継いでいく、つなげていく、そのことの重要性、また援護行政を担当する大臣といたしまして、その責務の大きさしっかりと受け止めながら職務に当たってまいりたいと思

○山口和之君 ありがとうございます。

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。よろしくお願ひします。

戦没者特別弔慰金制度は、前回の改正の平成十七年より前は十年償還の記名国債を交付する仕組みになっておりました。その二十七年の改正のときに確認されたので、昭和四十七年、五十四年、平成元年、そして十一年、平成二十一年という、この十年という区切りとは別に、公務扶助料や遺族年金等の受給権者が死亡したこと等により受給権者がいない場合に特例的に特別弔慰金を支給する法改正が都度あり、支給を実施をされておりました。

そういう中で、前回の改正で五年に一度の支給に変わったことから、中間年の特例的な支給は要しないということになってまいりましたけれども、今後、いずれかの事由によって五年間という期間に特例的な支給が生じるというような事象、考えられるかどうか、お答えください。

○国務大臣(福岡資麿君) 御指摘ありましたように、平成十七年の改正までは十年償還の国債を十年に一回交付していたところでございますが、国として弔慰の意を表する機会を増やす観点から、前回の平成二十七年の改正から五年償還の国債を五年ごと二回交付する方式に改めてございます。

今回のこの改正案も国債を五年ごとに二回交付する案としておりますことから、前回の、従前の仕組みのように、中間年の改正を行わずとも、令和七年四月以降、新たに支給要件を満たすこととなった御遺族から令和十二年の二回目の支給の際に御請求いただくことにより、特別弔慰金を受けることが可能となっております。

さらに、その五年の中間のどこかで新たに要件を満たすこととなった御遺族に特別弔慰金を支給することににつきましては、自治体の事務負担であったり、国債の円滑な交付に支障が生じる可能性もあることから、前回と同様に、今回の特別弔慰金について中間年の仕組みは設けていないこと

ろでございます。

請求漏れが生じないよう周知、広報に取り組みでまいりたいと思っております。先ほど石橋委員からの御指摘もありました、次のこの在り方についてはまた政府内でもしつかり検討してまいりたいと思ひます。

○田村まみ君 最後に次の在り方については検討をということだつたんですけれども、要は、本当に検討するということを決めていただかないと検討が始まらないということを確認する意味でも今の質問をさせていただきました。

もう既に、この委員会でも何度も、今日も触れられた前回平成二十七年の附帯決議でございます。『受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み』という言葉が附帯決議に明確に入っているわけですね。そういう中で、今回、ほとんど検討がされないまま今回の改正法案が提出されているということもありますので、本当に今後どのような議論を具体的にしていくのかということが明確にされるべきだというのが、今日の私は委員会の意義だということふうに思っております。

国として弔慰の意を表する方策について具体的に検討を行つて、国民の理解と支持を得た上で、本当に弔慰を示すべき方たちにこの支給をするということを私はしていただきたいというふうに申し述べておきたいというふうに思ひます。

そこで、検討が具体的にされるかどうか分からない中なんですけれども、現状の確認だけこの委員会ですべてさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。現状の支給対象者の方で最も年齢の低い方、今、一体お幾つでしょうか。

令和二年四月一日施行の第十一回特別弔慰金の受給者の中で、本来の権利者の受給権を相続した方を除くと、最も若い受給者の方は平成五年生まれ

れの三十一歳ということでございます。

なお、特別弔慰金の支給対象となる御遺族につきましては、戦没者等の生存時に出生していた方に限られるということでございます。ただ、例えば結核など戦争中にかかった病気が原因で近年になつてから亡くなられた場合には、比較的年齢が若い御遺族が受給者となることもあるものというふうに承知をしております。

○田村まみ君 幅広く御遺族の方たちへの弔慰の意を表すということが否定されるものではないんですけれども、今の事例を聞いていただいても、そして相対含めて、支給対象の年齢の聞いていただいても、本当に、今後の検討が十年間このまま放置されるということは、今を生きる国民の皆さんへの理解ということも含めて、私は必要なタイミングに来ているのではないかとこのように改めて強く感じております。

現行制度では、一定の範囲の遺族に対して特別弔慰金を支給することとして、この対象の範囲を三親等内の親族というふうに定めております。このままの範囲について、特段の見直しを図らない限り支給対象者となる方が今後増えることはないという制度上での理解、これはそれでよろしいでしょうか。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。

特別弔慰金の支給の対象者につきましては、法律におきまして、戦没者等の死亡の当時に既出生していた戦没者等の三親等以内の遺族というふうに規定をしております。さらに、このうち、子、兄弟姉妹、孫、父母などを除きます三親等内の親族につきましては、戦没者等の方と一年以上の生計関係を有していた方ということに限つていうことでございます。

その上で、直近の特別弔慰金の受給者につきましては、平成二十七年の第十回の受給者というものが約九十五万人ということでございます。その上

で、その五年後、令和二年の第十一回の受給者は七十六万人ということでございます。その上で、ただいま御審議いただいております法案によります令和七年の支給対象者は約五十七万人を見込んであるということでございます。

御遺族の範囲、先ほど申し上げましたように、戦没者等の生存時に出生していたことが条件というところがございますので、これまでの傾向を踏まえれば、今後対象者は減少していくものというふうに考えております。

○田村まみ君 今の状況を鑑みてもです、この制度の趣旨を考えると、本当に今後の支給についての検討ということが必要だということは明らかです。そして、ほかの委員も指摘されておりましたけれども、本来弔慰を表すべき方に示せていないこと、ここについても私は是非検討を進めていただきたいということをお願いいたします。

軍属というところだけ限つてということに対しては、本当に国としての戦争をどういうふうにつけるかということに大きく関わつてまいりまです、私自身も広島出身というところでききます、黒い雨の被害者の問題でありまして、本当にこの線引きがあることが、日本全体、国民を巻き込んでの大戦であつたということを鑑みたら、今回のこの八十年を迎えるに当たつて、本当に広く議論をして、どういふふうな形で、未来に私たちが戦争を起さないということ、そして皆様に弔慰を表すか、ここを私たちも国会として示すべきタイミングだということを私自身も申し添えまして、早いですけれども、質問終わりたいと思ひます。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。提案されております法案は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給を継続するための必要な改正であり、二回の交付で合計五千万円を上乗せするとされており、賛成したいと思ひます。

一方、本法案の支給対象は軍人軍属等の遺族に限定されたものと、先ほど来議論のあったとおりです。そこで、国民一般が受けた戦争被害を対象としていない、こどうなんだという議論も他の委員からも御指摘ありました。

私、戦後八十年、問われているのは、空襲被害者、戦災孤児などに対する謝罪と補償、これ実現するということが求められていると思うんですね。先ほど来紹介もありましたけれども、議連による救済法がまとまって、被害者は思いをかなえる最後の機会だというふうに訴えられているんですね。

私は、この被害者の思いを、大臣、どうお受け止めになっているのか、まずお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(福岡資麿君) さきの大戦におきましては、全ての国民の方々が何らかの戦争の犠牲を被られ、一般の市民の中にも筆舌に尽くし難い御労苦を体験された方々が多数おられることについては十分承知をしております。

その上で、今御指摘ありましたように、超党派の議連におきまして、空襲被害者に対する特別給付金の支給、実態調査等を内容とする議員立法が議論されているというふうに承知しております。厚生労働省としては引き続きその動きを注視してまいりたいと思えます。

○倉林明子君 この問題、予算委員会でも議論になりました。三月七日、我が党の山添議員が取り上げまして、被害者らの声を聞くようにということで総理に求めました。総理は、意見を聞くことは必要だと、どのような形でやるのが望ましいか政府内で議論させてほしいと、踏み込んだ答弁されています。この答弁重いなと思っております。

厚生労働省としてどのように検討されているのか、そして私は、厚生大臣が直接被害者の声を聞く機会を持つべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(福岡資麿君) この空襲議連の方々の御意向を受けての予算委員会の質疑、山添委員だけじゃなくて様々な委員から御提議があったというふうに承知をしております。その中で総理の様々な発言につきまして承知をしております。まず厚生労働省としては、現在超党派で御議論いただいている議員立法の状況を注視しながら、今後政府内で調整が行われる場合には必要に応じて適切に対応していきたいと思えます。

○倉林明子君 私、注視したり待っていたりというふうなことをやっている、戦後八十年の機会を失うことになりかねないと思っております。正面から空襲被害者、戦災孤児の皆さん、生き延びられた方々の声を聞ける最後の機会だと、聞くべきだと重ねて求めておきたいと思えます。

そこで、戦後八十年を前に大きく動いた、これが浮島丸事件だったと思っております。度々この問題も取り上げてまいりましたが、朝鮮から強制動員されておりました元徴用工など数千人を乗せた日本海軍の輸送船浮島丸が、これ一九四五年の八月二十四日、京都府舞鶴沖で爆発、沈没いたしました。

昨年、これまではないとされてきた乗船者の名簿の存在が明らかになりました。韓国政府の求めに応じて提供を行ったということは何っております。

そこで、進捗状況についてですね、名簿の返還の、進捗状況について改めて報告を求めたいし、あわせて、目黒の祐天寺に実はこの浮島丸のときに被害に遭われて亡くなった方々の遺骨が残ったままとなっております。残ったものがあります。これ、極めて、遺骨の早期返還ということが求められると思えますけれども、それについての進捗も確認させていただきたい。

○政府参考人(岡本利久君) お答え申し上げます。韓国政府から日本政府に対しまして、厚生労働省が旧海軍などから引き継ぎ、保有している浮島

丸関連文書の提供につきまして要請があり、厚生労働省の保有する浮島丸関連名簿について内容の精査を進めてきたということでございます。

その結果、乗船に際して作成された名簿ではございませぬけれども、令和六年九月五日に十九件、令和六年十月二十三日に三十四件、本年三月二十一に二十二件の合計七十五件の名簿と名が付く文書を外務省を通じて韓国政府に提供したところでございませぬ。

また、目黒の祐天寺に保管されている浮島丸犠牲者の御遺骨につきましては、関係省庁と連携をしながら、日韓両国で協議を重ね、昭和五十一年度までに二百四十一柱の御遺骨を韓国政府に返還してきたところでございます。現在、返還に至っていない浮島丸犠牲者の御遺骨は二百八十柱という状況でございます。

返還の実現に向けまして、引き続き関係省庁で連携の上、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○倉林明子君 今の答弁で確認したいと思うのは、見付かりました乗船者の名簿等については、見付かったものの全部を韓国政府に提供することができたのか、つまり完了したということでしょうか。

○政府参考人(岡本利久君) 失礼しました。お答え申し上げます。名簿と名が付く文書につきましては全てということでございます。それが七十五件ということでございます。

○倉林明子君 長年見付からなかった名簿類ということ、これが見付かって返還できたのは大変よかったですというふうに思っております。乗船者名簿の提供を受けて、韓国政府はこれから資料の分析をするんだと。それ踏まえて、過去に強制動員被害者、慰労金の申請が認められなかった遺族、こういう人たちが存在しているんですね。そこで、その名簿、提供いただいた名簿の検証、分析をすることによって申請してもらおう。

あなたは遺族じゃないですかということで申請してもらおう。あるいは、職権によって、特定できるというものについては職権によって被害者救済に取り組むということの検討をしているという報道がありました。

私、名簿の公開は本当余りにも遅過ぎたと思っております。遺骨の返還、今を逃せばどうということになるかという、残された遺族の高齢化は深刻です、韓国遺族の弔いの機会、最後の機会、これさえ奪うことになるんだということを申し上げておきたいと思えます。大臣の認識も聞いておきたいと思えます。

総理は、戦後八十年、戦争検証へ有識者会議設置、この報道もありました。総理自身も、二度と戦争を起こさないためにということで検証の意思を表明されているかと思えます。そこで、全般の検証作業ということが始まっていくんだらうと、どんな形になるかはまだはつきりしていませんが、八十年ということでの取組になると期待しております。

そこで、浮島丸事件被害者の救済、究明、これが何でここまで遅れたのか、これ含めた検証は是非厚生労働省中心にやるべきじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(福岡資麿君) 浮島丸につきまして、青森県の大湊港から朝鮮半島に向かう途中、舞鶴湾内で沈没し、多くの方が犠牲になられたというふうに承知しております。改めて心より御冥福をお祈り申し上げたいと思えます。

御指摘の有識者会議の設置につきましては、報道では承知しておりますが、有識者会議を設ける検討や何らかの決定があったということについては私自身は承知をしております。浮島丸犠牲者に関連する対応といたしましては、朝鮮半島出身者に関する名簿の韓国政府への提供に取り組んできておりまして、例えば、昭和四十六年の旧軍人軍属の死亡者連名簿の引渡しなど、これまで累次にわたり提供を行い、この中に

は御指摘の浮島丸の乗船者に関する情報も含まれてございます。

また、今般、韓国政府から日本政府に対しまして、厚生労働省が旧海軍等から引き継ぎ保有しています浮島丸関連文書提供の御要請があり、これを踏まえ、外務省を通じて韓国政府に提供してまいりました。

さらに、浮島丸犠牲者の御遺骨につきましては、関係省庁と連携しながら、日韓両国で協議を重ね、昭和五十一年度までに御遺族が判明した二百四十一柱の御遺骨を韓国政府に返還をしてまいりました。引き続き、関係省庁とも連携し、人道的な観点から可能な限りの対応を検討してまいりたいと思っております。

厚生労働省といたしましては、浮島丸犠牲者を含む朝鮮半島出身の戦没者への対応もこれまでも行ってきたところでございまして、今後とも関係省庁としっかりと連携をしながら適切に対応してまいりたいと思っております。

○倉林明子君 ちよつと残念ながら明確な答弁なかったと思うんだけど、名簿がここまではっきり出てこなかったということについて、改めて、要は真相解明が要るんですよ、そういうところについて検証も含めてやってほしいということですから、正面から受け止めてほしい。

私、さきの戦争によって被害者となった全ての人々に対する真摯な反省、そして謝罪、ここにこそつなげていくべきだと、戦後八十年、その出発点をつくるべきだと申し上げて、終わります。

○天島大輔君 代読いたします。

れいわ新選組の天島大輔です。  
私は、今月三日、ニューヨークで開かれた核兵器禁止条約締結国の国会議員会合に参加いたしました。我が党の代表としてだけでなく、一たび戦争が起れば真っ先に見捨てられる一人の障害者としても参加しました。障害者を取り巻く社会的障壁の問題も、核問題も、最も重要なのは対話です。核なき世界への国家間の対話、そして何よ

りもまず被爆者との真摯な対話が必要不可欠です。

ノーベル平和賞を昨年受賞した被団協、日本原水爆被害者団体協議会の代表は、日本政府に是非来てほしかったととも残念がっていました。オプザーバー参加すら拒むとは何事ですか。ちよつと一週間前の三月二十四日、読売歌壇に次のような歌が掲載されました。「唯一の戦争被爆国と言ひ戦争使用国に從う」。

日本政府の立場は、世界中で核廃絶を求める人々に対する挑戦であり、広島、長崎の被爆者に対する許し難い裏切りです。核保有国に追従するのはやめるべきです。宮路外務副大臣、核兵器禁止条約の批准に向けて取り組むと今日ここで宣言してください。

○副大臣(宮路拓馬君) お答え申し上げます。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器国、非核兵器国双方と連携しながら国際社会の取組を主導していく決意です。

御指摘の核兵器禁止条約については、かねてから述べているとおり、核兵器のない世界への出口ともなり得る重要な条約ですが、同条約への対応は、国際社会の情勢を見極めつつ、我が国の安全保障の確保と核軍縮の現実的な進展のために何が真に効果的かという観点から考えるべきものであります。

政府としては、国際的な核軍縮は、核兵器国を交えず進めることは難しく、核兵器国と非核兵器国が広く参加する核兵器のない世界に向けた唯一の普遍的な枠組みであるNPT体制の下で進めることが引き続きより望ましいと考えており、NPT体制の下で核兵器のない世界に向けた現実的かつ実践的な取組を推進してまいります。

○委員長(柘植芳文君) 天島君が発言の準備をいたしておりますので、お待ちください。

○天島大輔君 日本は、第三の戦争被爆地の発生を許す気ですか。せめてオプザーバー参加を検討

すべきです。代読お願いします。

次に行きます。  
さきの大戦では、帰還兵を夫や父に持つ妻や子供たちもまた、癒やし難い深い傷を負いました。核兵器、通常兵器のいかにかわからず、一たび戦争が起これば多くの市民が世代を超えて長期間にわたって筆舌に尽くし難い苦しみを味わいます。

福岡厚労大臣、元日本兵、軍属、準軍属のPTSD、心的外傷後ストレス障害とその家族への影響に関する現状把握はどうなっていますか。

○国務大臣(福岡資麿君) 心の傷を負われた元兵士やその御家族の実態を語り継ぐことは、戦傷病者とその御家族が戦中戦後に体験された御労苦を次の世代に伝えていくためにも大変重要であると認識をしております。

このため、昨年、二〇二四年のしょうけい館運営有識者会議におきまして、心の傷を負われた兵士の展示に関して御議論をいただきました。令和六年四月からは、しょうけい館において展示に向けた調査を今進めておりまして、その調査の中で御家族も含めた体験記等を収集しているところでございます。心の傷に関する症状の種類やその人数も含め、文献等の中で把握したデータにつきましても、来年度中を目途に公開を目指している展示に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

○委員長(柘植芳文君) 天島君が発言の準備をいたしておりますので、お待ちください。  
○天島大輔君 戦火を直接経験しなかった女性や子供もまた、心に深い傷を負います。代読お願いします。

本日は、PTSDの日本兵家族会・寄り添う市民の会から黒井さち子さんらお三方が本委員会の傍聴にお見えです。  
資料一を御覧ください。

藤岡美千代さんは、元日本兵の父親から筆舌に尽くし難い虐待を受けて育ちました。その後には、もちろん戦争によるPTSDがあります。彼

女が九歳のとき父親は四十七歳で自死しましたが、藤岡さんは、あんなやつ死んでくれてありがたいとさえ思ったそうです。ところが、戦争前の父親を知る親戚から、戦争に行くまでは本当に良い人だったと聞かされ、大きなショックを受けました。

藤岡さんは、今も怖くて父親の写真が見られないそうです。虐待の記憶が体の痛みとなって現れるからです。藤岡さんは、父親のことをいつか、そんな人じゃなかったんや、お父ちゃんって言いしたい、写真を見られるようになりたいと願っています。このような記憶と経験を抱えながら生きていく元日本兵の妻や子供たちが、日本社会には実にたくさんいるのです。

おととい、私はしょうけい館を視察しました。しかし、元日本兵のPTSDによって家族が被った被害に関する情報は残念ながら何もありませんでした。元日本兵の家族への影響を早急に調査すべきです。いかがですか。

○国務大臣(福岡資麿君) まず、しょうけい館、実際に御視察いただいたということで、ありがとうございます。

しょうけい館における展示に向けた調査については、令和六年四月から実施しているところでございます。これまでのしょうけい館の展示におきましては、戦地で身体に傷を負われた方に関する展示が中心となつてございまして、心の傷を負った元兵士であったりその御家族の御労苦の展示が行われることは大変少のうございましたが、調査結果を踏まえまして、本年夏に期間限定のパネル展示を行うとともに、来年二月を目途に、常設展示を見直すなど、心の傷に関する新たな展示を行うことを目指し、対応を進めていきたいと考えております。

また、これまでも公務に起因又は勤務に関連して傷病にかかった軍人軍属等に対しまして、戦傷病者特別援護法の規定に基づき、精神疾患を含めた公務傷病等について療養を受ける場合は療養費

を公費負担する等、必要な支援を行ってきているところでございます。

○委員長(柘植芳文君) 天島君が発言の準備をいたしておりますので、お待ちください。

○天島大輔君 殺した側が一生背負う怖さが理解できますか。福岡大臣、藤岡さん親子にどんな言葉を掛けますか。

○国務大臣(福岡資麿君) 御家族の方も含まれて、筆舌に尽くし難い苦しみを遭われた方々が多数いらっしゃるというふうに承知をしております。そういった方々の心情にも寄り添いながら、引き続き援護施策しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○委員長(柘植芳文君) 天島君が発言の準備をいたしておりますので、お待ちください。

○天島大輔君 もっと血の通った対応をすべきです。代読をお願いします。

資料二を御覧ください。

英国では、陸軍軍人の家族の生活の質的向上を目的としたアーミー・ファミリーズ・フェデレーションという第三者機関を設置し、個人が特定されることなく相談できる体制を整えています。また、カナダでは、軍人とその家族に対する包括プランとして、二十四時間、年中無休で電話ないし面談で秘密保持の上で相談できるサービス、全国的なピアサポートネットワーク、給付金、リハビリ、教育支援などを展開しています。

このような取組について、日本も学び取り、施策化すべきではないですか。

○国務大臣(福岡資麿君) 英国であったりカナダについての取組については御紹介いただきました。概要等についてはホームページ上に載っていることについては承知してはいますが、各国の個別の事例についての詳細とか把握がなかなかできておりませんが、各国の施策につきましては、それぞれの事情に応じて異なるものと考えます。

我が国におきましては、公務等により傷病にか

かった軍人軍属等に対しては、戦傷病者特別援護法に基づき、精神疾患を含め、公務等により生じた傷病等について療養を受ける場合にはその費用を公費負担するなどの必要な支援を行っているところでございます。

戦傷病者とその御家族への支援につきまして、昭和四十年から戦傷病者相談員制度を設けて、戦傷病者特別援護法による援護に関する事項や生活上の問題などの相談に幅広く応じてきてまいりましたほか、昭和四十一年からは、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づき、さきの大戦で障害を負われた夫の介助、看護や家庭の維持等のため長年にわたり大きな負担に耐えてこられた精神的な苦痛に対し、国として特別の慰藉を行うために特別給付金を支給しているところでございます。

なお、精神保健医療福祉施策におきましては、原因にかかわらず精神疾患を有する方に対する支援も行っているところでございまして、こういった施策も含めて引き続き適切に対応してまいりたいと思っております。

○天島大輔君 政府が元日本兵とその家族に対する実態把握と支援にしっかりと取り組むよう要求し、質疑を終わります。

○委員長(柘植芳文君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植芳文君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、森本君から発言を求められておりますので、これを許します。森本真治君。

○森本真治君 私は、ただいま可決されました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、立憲民主党・社民・無所属、公明党、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続について必要な支援に努めるとともに、制度の周知等の請求漏れ防止策を徹底すること。

二、特別弔慰金を受ける権利の裁定に当たっては、都道府県によつて差が生じることなく、全国で引き続き統一的な運用が図られるよう必要な措置を講ずること。

三、特別弔慰金の支給については、年三百億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後九十年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について、支給対象者や支給方法の在り方も含めた検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。

四、戦後八十年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。

五、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、一柱でも多くの戦没者

の遺骨を早期に遺族に引き渡せるよう、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、遺骨収集の加速化を図ること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(柘植芳文君) ただいま森本君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植芳文君) 全会一致と認めます。よって、森本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、福岡厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福岡厚生労働大臣。

○国務大臣(福岡資麿君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしましたので、努力してまいります。

○委員長(柘植芳文君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。  
一、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)(衆議院送付)

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

第一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改め、同項第一号中「同法」を「遺族援護法」に改め、同項第二号及び同条第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第二条の二第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「同法」を「遺族援護法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第二条の三第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第三条ただし書中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「同法」を「遺族援護法」に改める。

第五条第一項中「二十五万円」を「二十七万五千円」に改める。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次

に次の一条を加える。

（審議会等の意見の聴取）

第八条 厚生労働大臣は、特別弔慰金に関する処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をするに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の二を第十四条とする。

第二条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「令和七年四月一日」を「令和十二年四月一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、令和十二年四月一日から施行する。

（経過措置等）

第二条 第一条の規定による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（以下「法」という。）による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第五条第一項の規定により交付する国債の発行の日は、令和七年九月一日とする。

3 第一条の規定の施行の日前にされた特別弔慰金に関する処分又はその不作為についての審査請求であつて、同条の施行の際厚生労働大臣が裁決をしていないものについては、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正前の法による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の法第五条第一項の規定により交付する国債の発行の日は、令和十二年九月一日とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三十四の項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第三の七の二十一の項中「第十四条」を「第十五条」に改める。  
 別表第四の四の三十四の項中「第十五条」を「第十六条」に改める。  
 別表第五第十号の九中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。  
 一、従来の健康保険証を残すことを求めることに関する請願(第五六四号)(第五六五号)(第五六六号)(第五六七号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一〇号)(第五七二〇号)(第五七三〇号)(第五七四〇号)  
 一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願(第五七五号)  
 一、人権を保障するための福祉職員の賃金と職員配置基準の引上げに関する請願(第五七六号)  
 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五七七号)(第五七八号)(第五七九号)(第五八〇号)(第五八一〇号)(第五八二〇号)(第五八三〇号)(第五八四〇号)(第五八五〇号)(第五八六〇号)

一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願(第五九一号)  
 一、最低賃金全国一律制度の実現に関する請願(第五九二号)  
 一、人権を保障するための福祉職員の賃金と職員配置基準の引上げに関する請願(第五九三〇号)(第五九四〇号)  
 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五九五〇号)(第五九六〇号)(第五九七〇号)(第五九八〇号)(第五九九〇号)(第六〇〇〇号)(第六〇一〇号)(第六〇二〇号)(第六〇三〇号)(第六〇四〇号)(第六〇五〇号)(第六〇六〇号)(第六〇七〇号)(第六〇八〇号)(第六〇九〇号)(第六一〇〇号)(第六一一〇号)(第六一二〇号)(第六一三〇号)(第六一四〇号)  
 一、レブリコンワクチンの定期接種を中止することを求めることに関する請願(第六二二〇号)  
 一、人権を保障するための福祉職員の賃金と職員配置基準の引上げに関する請願(第六二三〇号)

号)  
 一、誰もが安心できる年金制度への改善に関する請願(第六二四号)(第六二五号)(第六二六号)  
 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六二七号)(第六二八号)

第五六四号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 大阪市 谷口克明 外三百四十五名  
 紹介議員 井上 哲士君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五六五号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 熊本市 山本真由美 外三百四十五名  
 紹介議員 伊藤 岳君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五六六号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 大阪府茨木市 阪本智子 外三百四十五名  
 紹介議員 岩淵 友君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五六七号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 大阪府羽曳野市 佐渡ふくみ 外三百四十五名  
 紹介議員 紙 智子君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五六八号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 熊本県天草市 山本友則 外三百四十五名  
 紹介議員 吉良よし子君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五六九号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 三重県松阪市 寺谷心花 外三百四十五名  
 紹介議員 倉林 明子君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五七〇号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 東京都国立市 唐木弘子 外三百四十五名  
 紹介議員 小池 晃君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五七一号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 さいたま市 川田まり子 外三百四十五名  
 紹介議員 大門実紀史君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五七二号 令和七年三月十四日受理  
 従来の健康保険証を残すことに関する請願  
 請願者 大阪府吹田市 小倉千里 外三百四十五名  
 紹介議員 仁比 聡平君  
 この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五七三号 令和七年三月十四日受理

従来の健康保険証を残すことを求めることに  
関する請願  
請願者 大阪府東大阪市 上原賢作 外三  
百四十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五七四号 令和七年三月十四日受理

従来の健康保険証を残すことを求めることに  
関する請願  
請願者 堺市 仲尾太平 外三百四十五名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五七五号 令和七年三月十四日受理

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と  
処遇改善を求めることに関する請願  
請願者 長野県伊那市 伊藤まゆみ 外千  
九百九十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第五七六号 令和七年三月十四日受理

人権を保障するための福祉職員の賃金と職員配置  
基準の引上げに関する請願  
請願者 千葉県習志野市 小嶋亮 外百九  
十九名

紹介議員 小西 洋之君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第五七七号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 東京都練馬区 栗林ウメ 外六百  
六十名

紹介議員 石田 昌宏君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五七八号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 兵庫県高砂市 森永輝喜 外千三  
百二十二名

紹介議員 加田 裕之君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五七九号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 大分県玖珠郡九重町 亀井スミヨ  
外五百十五名

紹介議員 古庄 玄知君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五八〇号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 群馬県伊勢崎市 吉田寛 外六百  
六十八名

紹介議員 清水 真人君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五八一号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 鳥取県東伯郡琴浦町 長野拓三  
外千八百八十九名

紹介議員 舞立 昇治君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五八二号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 宮崎市 南谷弘子 外六百十名

紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五八三号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 福島市 長谷川裕 外二百三十七  
名

紹介議員 森 まさこ君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五八四号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 長野県松本市 永田真澄 外七百  
七十八名

紹介議員 羽田 次郎君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五八五号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 秋田市 石塚慎也 外二千四百二  
十三名

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五八六号 令和七年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 浜松市 栗本廣嗣 外千三百十一  
名

紹介議員 平山佐知子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五九一号 令和七年三月十七日受理

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と  
処遇改善を求めることに関する請願  
請願者 山形市 後藤亜希 外三千九百九  
十七名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第五九二号 令和七年三月十七日受理

最低賃金全国一律制度の実現に関する請願  
請願者 横浜市 鈴木一也 外九百六十五  
名

紹介議員 水野 素子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第五九三号 令和七年三月十七日受理

人権を保障するための福祉職員の賃金と職員配置  
基準の引上げに関する請願  
請願者 京都市 蓬萊康子 外百九十九名

紹介議員 石川 大我君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第五九四号 令和七年三月十七日受理

人権を保障するための福祉職員の賃金と職員配置  
基準の引上げに関する請願  
請願者 山形市 富澤賢一 外百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第五九五号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 岡山県真庭市 田中賢一 外八百  
八名

紹介議員 小野田紀美君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五九六号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 愛知県清須市 下前君夫 外千百  
七十四名

紹介議員 酒井 庸行君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五九七号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 兵庫県南あわじ市 本山禎一 外  
千三百九名

紹介議員 末松 信介君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五九八号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 富山市 坂田祐美 外六百三十八  
名

紹介議員 野上浩太郎君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第五九九号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県東かがわ市 萩野靖子 外

四百三十二名

紹介議員 三宅 伸吾君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇〇号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県福山市 澤村隆幸 外九百

九十七名

紹介議員 宮沢 洋一君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇一号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県加西市 春名秀雄 外千三

百五名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇二号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山形市 佐藤仁彦 外六百四十四

名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇三号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都国立市 北島たか子 外八

十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇四号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都練馬区 星典子 外八十四

名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇五号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都杉並区 久保田真由美 外

八十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇六号 令和七年三月十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都大田区 浅山加代子 外八

十四名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇八号 令和七年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大分市 星子明正 外五百七十一

名

紹介議員 白坂 亜紀君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六〇九号 令和七年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 鹿児島県いちき串木野市 出森幸

一 外二千四百四十名

紹介議員 野村 哲郎君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六一〇号 令和七年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福島市 穂苅正夫 外二百四十五

名

紹介議員 星 北斗君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六一一号 令和七年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 富山県高岡市 柴山武士 外六百

三十六名

紹介議員 山田 俊男君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六一二号 令和七年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県淡路市 吉田澄平 外千三

百二十一名

紹介議員 伊藤 孝江君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六一三号 令和七年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県小美玉市 永井晴代 外四

百二十四名

紹介議員 堂込麻紀子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六一五号 令和七年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県名取市 佐藤明彦 外九百

九十八名

紹介議員 石垣のりこ君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六二二号 令和七年三月十九日受理

レプリコンワクチンの定期接種を中止することを

求めることに関する請願

請願者 東京都江戸川区 大塚純子 外四

千六百六十一名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第六二三号 令和七年三月十九日受理

人権を保障するための福祉職員の賃金と職員配置

基準の引上げに関する請願

請願者 名古屋市長古屋市 片山翔太 外百九十九

名

紹介議員 天島 大輔君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第六二四号 令和七年三月十九日受理

誰もが安心してできる年金制度への改善に関する請願

請願者 東京都練馬区 佐々木晶子 外四

百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二五号 令和七年三月十九日受理

誰もが安心してできる年金制度への改善に関する請願

請願者 広島県呉市 松浦博 外四百九十

九名

紹介議員 天島 大輔君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二六号 令和七年三月十九日受理

誰もが安心してできる年金制度への改善に関する請願

請願者 熊本県天草市 荒木和豊 外四百

九十九名

紹介議員 高良 鉄美君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二七号 令和七年三月十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 佐賀県武雄市 田中廣貴 外千五

百六十九名

紹介議員 山下 雄平君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第六二八号 令和七年三月十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県福山市 岡本哲昌 外九百

九十三名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。